株式会社Casa

第７回定時株主総会招集ご通知

日　　時　　2020年４月23日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前９時15分）

場　　所　　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー ５階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項　　第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役１名選任の件
第３号議案 会計監査人選任の件



＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞
新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。
株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようにお願い申しあげます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じております。
※新型コロナウイルス感染防止への対応についてインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.casa-inc.co.jp/ir/）に掲載しております。

証券コード：7196

ごあいさつ

平素より格別のご支援いただき、誠にありがとうございます。

当社は創業より近江商人の経営哲学である買い手よし・売り手よし・世間よしという「三方よし」の精神を基盤に、お客様や社会に貢献することで企業理念の実現を目指しております。

現在の不動産市場は、新設住宅着工戸数が減少するとともに、築年数の古い物件は年々増加傾向となっております。

当社は、これらの課題を解決するため、これまで蓄積したデータやノウハウにIT技術を活用してまいります。



代表取締役社長
宮地 正剛

IT技術を取り入れ入居募集から退去までに関わるワンストップサービスの提供に取り組んでまいります。

当社は、皆様の「ありがとう」や「笑顔」を支えにこれからも暮らしの新しいスタンダードを創りだして行くことにチャレンジしてまいります。

株主の皆様へ

現在、世界各地で感染が拡大する新型コロナウイルス感染症により、世界景気減速の警戒感が広まっており、日本経済にも大きな混乱を引き起こしています。

株主の皆様も、金融市場の混乱、また連日の新型コロナウイルス感染症のマスコミ報道を受け、日本経済の先行きにご不安をお持ちのことかと存じます。このような状況の中、弊社にご支援いただき、心より感謝申しあげます。

感染拡大防止策として国を挙げて対策を講じておりますが、現時点ではまだ先行きの不透明感は拭えません。景気の低迷、経済活動の混乱が懸念される中で、弊社事業に与える影響も少なからず予想されます。

しかし、このような状況だからこそ、前向きに気持ちを高め、社員、その家族の安全、健康を第一に、先頭に立ってこの事態に対処していく所存です。ご契約者で被害を受けられている方には、行政、自治体と連携をとり、支援制度の案内、また弊社が提携しておりますフードバンクの食料支援等を行い、一刻も早く元の生活に戻れるようサポートさせていただきます。

そして、お客様、株主様、社会に“三方よし”の精神で、世の中が少しでも早く活気を戻せるよう、我々が今できることに精一杯励み、難局を乗り越えてまいります。

皆様のご期待に応えられるよう社員一丸となって頑張りますので、今後ともご支援のほど宜しくお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましても、くれぐれも健康にご留意いただければと存じます。

代表取締役社長
宮地 正剛

企業理念
Corporate Philosophy

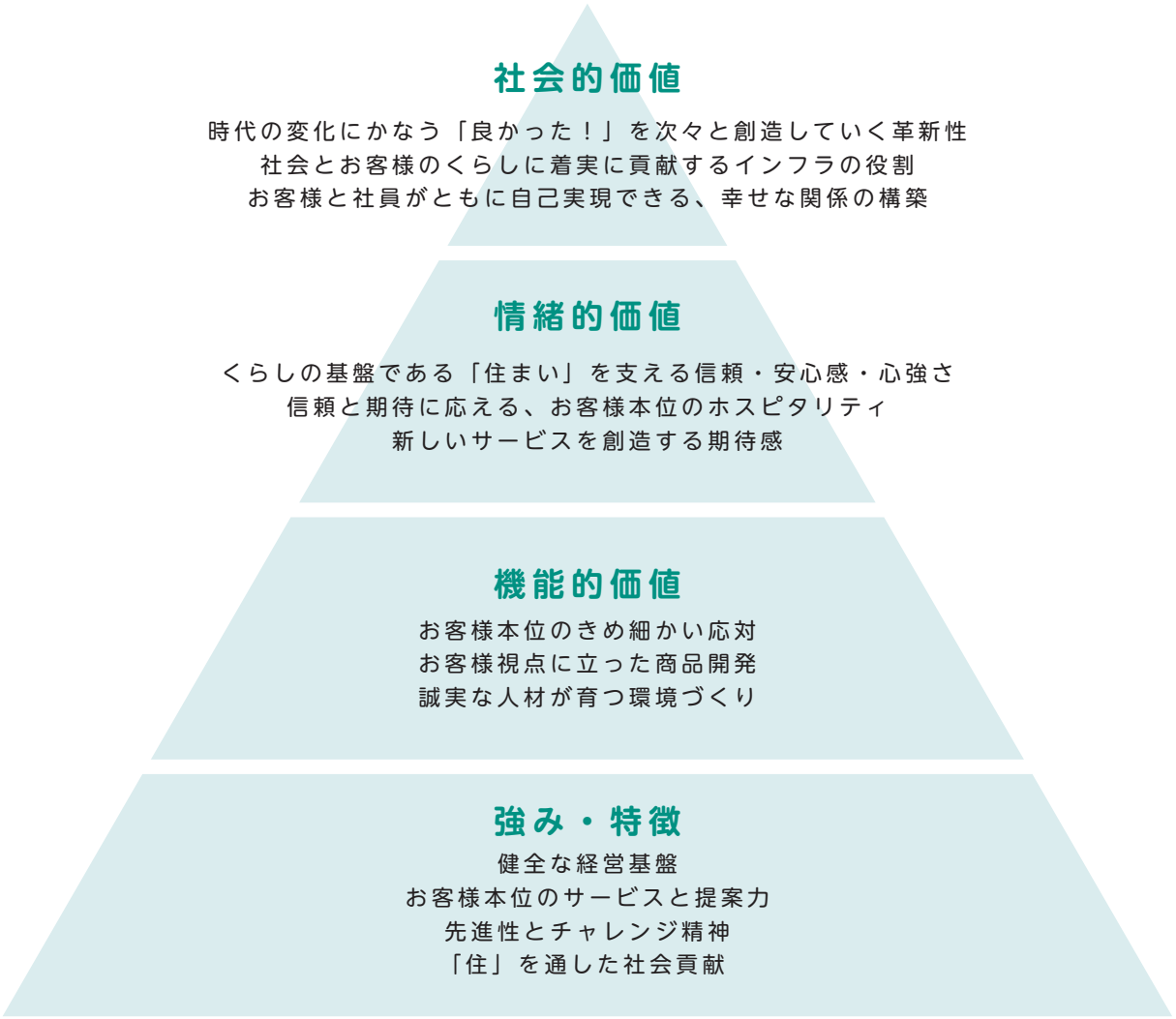
Casaは

人々の健全な住環境の維持と

生活文化の発展に貢献し、

豊かな社会を実現します。

Casaが届ける価値


社会的価値
時代の変化にかなう「良かった！」を次々と創造していく革新性
社会とお客様のくらしに着実に貢献するインフラの役割
お客様と社員がともに自己実現できる、幸せな関係の構築
情緒的価値
くらしの基盤である「住まい」を支える信頼・安心感・心強さ
信頼と期待に応える、お客様本位のホスピタリティ
新しいサービスを創造する期待感
機能的価値
お客様本位のきめ細かい応対
お客様視点に立った商品開発
誠実な人材が育つ環境づくり
強み・特徴
健全な経営基盤
お客様本位のサービスと提案力
先進性とチャレンジ精神
「住」を通した社会貢献

成長を支える３つの強み

営業基盤

取扱店舗数

22,000店舗

仲介ネットワーク



ストックビジネス

保有契約数

52万人

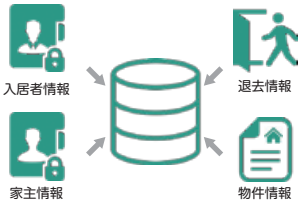
継続的な収益による
ストック型ビジネス



ビッグデータ

データストック

- **入居者情報**
- **物件情報**
- **トランザクション**
- **入退去情報**
- **家主情報**



株　主　各　位

証券コード　7196
2020年4月8日

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
株式会社Casa
代表取締役社長　宮地正剛

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年4月22日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　2020年4月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

2.　場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番1号　住友不動産新宿グランドタワー　5階
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3.　目的事項

報告事項

1. 第7期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役1名選任の件
第3号議案　会計監査人選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・法令及び定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（アドレス https://www.casa-inc.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
（1）連結計算書類の連結注記表
（2）計算書類の個別注記表
したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.casa-inc.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からの ご質問にもお答えしたいと存じます。
なお、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、開催を中止する場合がございます。事業説明会の中止及び本総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.casa-inc.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2020年4月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）**

場 所 **ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター5階**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年4月22日（水曜日）午後6時到着分まで**

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年4月22日（水曜日）午後6時入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

当社の指定する議決権行使サイト　https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

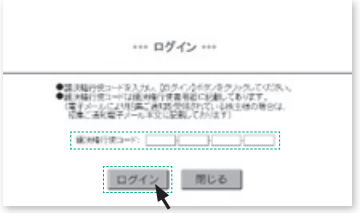
議決権行使期限：2020年4月22日（水曜日）午後6時入力完了分まで

❶ 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

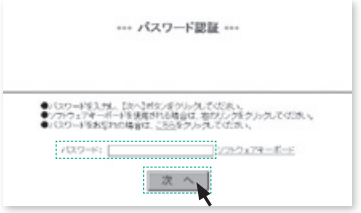
❷ ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

❸ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 **28円00銭** 配当総額 **285,660,312円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年4月24日

第2号議案　取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式数

0株

高杉 雄介（たかすぎ ゆうすけ）（1974年11月1日生）　新任

［略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況］

2004年12月　あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
2009年12月　公認会計士登録
2014年 2 月　株式会社インベスターズ（現 株式会社TATERU）入社
2015年 3 月　同社 執行役員経営管理本部長
2018年 3 月　同社 常務取締役CFO経営管理本部長
2020年 3 月　当社 執行役員経営管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

高杉雄介氏は、財務、会計部門における豊富な経験と知見を有しており、また経営にも携わってきた経験から、当社の財務基盤の強化並びに、企業価値向上に寄与することが期待されると判断して、新たに取締役候補者といたしました。

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

当社は、同監査法人よりの監査報酬の増額要請等を契機として、事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を総合的に勘案した結果、新たにあかり監査法人を会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会があかり監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、上場会社の監査経験を有しており、当社の事業規模に適した会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を具備しており、また、監査報酬等を総合的に勘案した結果、あかり監査法人が適任であるものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	あかり監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区浜松町二丁目1番15号　芝パークビル3F	
沿革	2017年10月	あかり監査法人設立	
	2018年９月	日本公認会計士協会「上場会社監査事務所登録制度」において、品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録される。	
概要	構成人員	代表社員（公認会計士）	2名
		社員（公認会計士）	5名
		職員（公認会計士）	3名
		システム監査技術者	2名
		その他専門職員	3名
		合計	15名
	関与会社数		22社

（2020年3月1日現在）

以　上

（提供書面）

事業報告（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

1．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策、金融政策などの効果を背景とする企業収益の改善が、雇用・所得環境の改善や設備投資の増加につながり、緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税率の引き上げや天候不順で景況感が悪化したことに加え、中国経済の先行きなど世界経済の不確実性から、依然として不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、金融機関の融資姿勢の変化による不動産投資に対しての融資の厳格化や、開発用地価格や建築コストの高騰等が懸念される状況にあります。一方当社グループの重点市場である賃貸不動産市場におきましては、少子高齢化、晩婚化の進行とともに単身世帯が引き続き増加傾向にあり、家賃債務保証サービスに対する需要は引き続き好調に推移しております。

このような事業環境の下、当社グループでは、不動産管理会社、自主管理家主向けに「集金代行」、「家賃保証」に「孤独死保険」をセットにした「家主ダイレクト」をさらに拡販するために、「家財保険料の保険料保証」をリリースし販売に注力いたしました。

また、テクノロジー化が遅れている不動産業界に、ITを活用したさまざまなサービスを提供すべく、子会社の設立や他業種とのアライアンス、システム投資及びエンジニアの確保を進めております。

こうした取組みの結果、契約数は、128千件（前期比108%）「家主ダイレクト28千件（同180%）」に達し、売上高は9,436,155千円、営業利益は1,522,771千円、経常利益は1,577,200千円、親会社株主に帰属する当期純利益は927,258千円となりました。

なお、のれん償却費を販売費及び一般管理費に261,900千円計上、また、投資有価証券の評価損を62,000千円計上しております。

※当社グループの報告セグメントは家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメントごとに記載しておりません。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
94億36百万円	15億22百万円	15億77百万円	9億27百万円
前期比 9.6%増	14.9%増	13.4%増	10.3%増

※前期比は、前期単体決算数値と比較しております。

② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は22,186千円であります。
その主なものは、社内のインフラ整備を目的としたサーバ及びネットワーク関連機器の購入などであります。

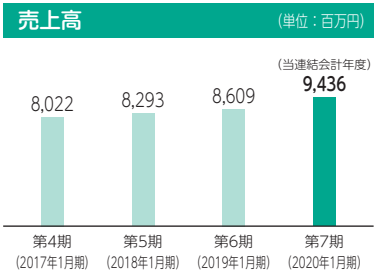
③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

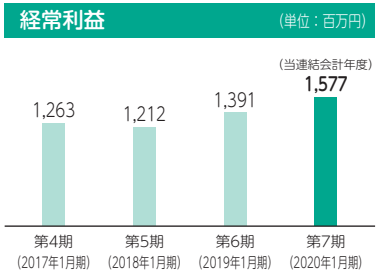
④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

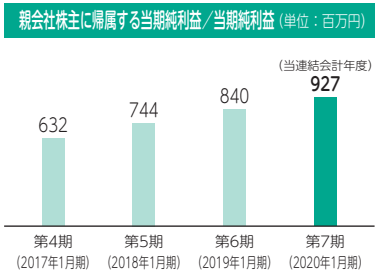
⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

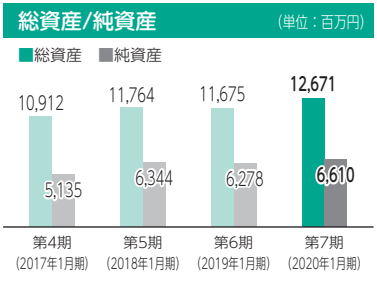
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

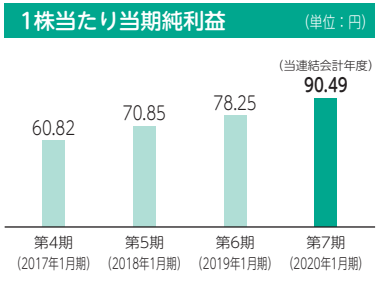
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2019年6月28日付で、100%出資子会社、株式会社COMPASSを設立しております。

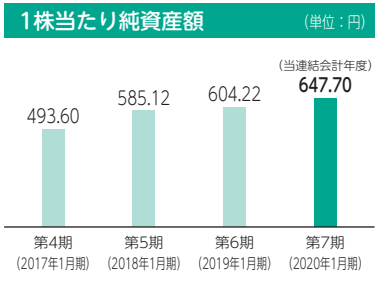












※第7期より、連結計算書類を作成しています。
なお第6期以前は連結計算書類を作成しておりませんので、単体計算書類より記載しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分		第4期 (2017年1月期)	第5期 (2018年1月期)	第6期 (2019年1月期)	第7期 (当連結会計年度) (2020年1月期)
売上高	(千円)	－	－	－	9,436,155
経常利益	(千円)	－	－	－	1,577,200
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	－	－	－	927,258
1株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	90.49
総資産	(千円)	－	－	－	12,671,286
純資産	(千円)	－	－	－	6,610,167
1株当たり純資産額	(円)	－	－	－	647.70

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分		第4期 (2017年1月期)	第5期 (2018年1月期)	第6期 (2019年1月期)	第7期 (当事業年度) (2020年1月期)
売上高	(千円)	8,022,013	8,293,341	8,609,397	9,436,142
経常利益	(千円)	1,263,094	1,212,170	1,391,015	1,586,299
当期純利益	(千円)	632,522	744,840	840,402	936,462
1株当たり当期純利益	(円)	60.82	70.85	78.25	91.39
総資産	(千円)	10,912,072	11,764,412	11,675,670	12,679,368
純資産	(千円)	5,135,702	6,344,447	6,278,392	6,619,371
1株当たり純資産額	(円)	493.60	585.12	604.22	648.60

(注) 1. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、当該株式分割が第4期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業

(注) 2019年6月28日に、株式会社COMPASSを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

企業理念に掲げる「豊かな社会」の実現及び企業価値向上のため、ITを活用し、賃貸不動産市場における新たなビジネスモデルの構築を目指してまいります。以下を当面の対処すべき課題として事業活動に邁進いたします。

① お客様本位の実践

当社グループは、企業理念を実現するために、常にお客様の立場に立ち、パーソナライズを大切にしながら、新しいライフスタイルを創り出すことで、お客様本位を実践してまいります。

② 認知度向上と利用者数の拡大

当社グループは、今後も継続的に成長を図るために、家主への認知度向上が必要不可欠と認識しております。そのために、アドテクノロジーを活用した広告活動やWEBマーケティングに加え、民法改正を踏まえたセミナー等のイベント開催を積極的に実施し、認知度を向上させ、利用者数の拡大を図ってまいります。

③ 管理会社市場の利用拡大

当社グループの既存マーケットである管理会社市場は、今後も競争環境が厳しくなるものと予想されます。このような環境のもと当社グループが持つ企画力・販売力を活かし、管理会社等の業務効率化や利便性向上に寄与するインフラや商品の提供を行い、更なる拡大を図ってまいります。

④ 賃貸経営プラットフォームの開発

当社グループは、ITを活用し賃貸経営に必要な業務をオートメーション化することで、入居から退去までをワンストップで提供できる新しいサービスの開発を進めるとともに、当社グループの強みである仲介ネットワークを活用し家主と仲介会社を繋ぐプラットフォームの開発に取り組んでまいります。

⑤ 業務の効率化とコスト削減への対応

当社グループは、組織能力の最大化を図るため業務の効率化を進めてまいります。そのために、AI-OCRやRPAによる業務の自動化を推進し、コスト削減に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社グループは、今後の事業拡大のため、営業、管理、事務、IT等の幅広い人材の確保と従業員の育成が重要な課題であると認識しております。そのために、積極的な採用活動を行うとともに、教育・研修制度の充実に取り組んでまいります。

⑦ 事業提携、資本提携の推進

当社グループは、市場の環境変化に迅速に対応した事業の拡充、関連技術やノウハウの獲得及び新規ビジネスへの進出のための事業提携、資本提携を推進してまいります。

⑧ システム投資の推進

当社グループは、基幹システム刷新による業務の効率化、ITを活用したさまざまなサービスの提供、また、セキュリティ対策やシステムの一層の安定稼動に取り組むことが今後の事業拡大において重要と認識しております。そのために、システム投資を積極的に推進してまいります。

⑨ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な成長、更なる事業拡大のためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。継続的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化に取り組んでいく方針であります。

また、個人情報管理の強化を図るため、厳重な管理体制を構築するとともに、従業員の情報管理に対する意識の向上を図るべく教育を徹底してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年1月31日現在）

家賃債務保証事業

(6) 主要な事業所（2020年1月31日現在）

① 当社

名　称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
さいたまサテライト	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
岡山支店	岡山県岡山市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社（東京都新宿区）

(7) 使用人の状況（2020年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　　294（68）名

（注）1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループの報告セグメントは、家賃債務保証事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
294（68）名	7名減（0名増）	42.8歳	7.8年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年1月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年1月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式の総数　11,072,000株
（注）新株予約権の行使により、発行済株式総数は96,000株増加しております。
③ 株主数　3,191名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,097,600株	10.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,045,300	10.25
リコーリース株式会社	800,000	7.84
日本トランスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	746,300	7.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	674,400	6.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	608,377	5.96
アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合	591,950	5.80
宮地 正剛	542,000	5.31
MSIP CLIENT SECURITIES	513,900	5.04
野村信託銀行株式会社（投信口）	272,500	2.67

（注）当社は、自己株式を869,846株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年1月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2013年10月30日	2013年10月30日
新株予約権の数		2,680個	680個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 536,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 136,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 497円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)
権利行使期間		2014年5月1日から 2029年4月30日まで	2015年10月31日から 2023年10月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,680個 目的となる株式数 536,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 680個 目的となる株式数 136,000株 保有者数 1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

	第4回新株予約権 （有償ストックオプション）
発行決議日	2019年12月18日
新株予約権の数	5,495個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　549,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり　100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　140,700円 （1株当たり　1,407円）
権利行使期間	2020年１月８日から 2030年１月７日まで
行使の条件	（注）
割当先	当社取締役（社外役員除く）　2名 当社使用人　3名

（注）権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年1月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮　地　正　剛	一般社団法人賃貸保証機構 代表理事
取締役	松　本　　豊	営業部長
取締役	打　込　愛一郎	株式会社アイネス常勤監査役
取締役	嶋　田　一　弘	
常勤監査役	海老澤　　嘉	
監査役	宮　崎　良　一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣　田　　聡	HCA法律事務所 代表弁護士

（注）1. 取締役打込愛一郎及び取締役嶋田一弘の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聡の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

- 2019年4月24日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、取締役堀内宣治氏及び川西直人氏は任期満了により退任いたしました。
- 2019年4月24日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって、監査役奥敏博氏は辞任により退任いたしました。
- 2019年11月30日をもって、取締役秋山徹氏は、辞任により退任いたしました。なお、同氏は退任時において、経営管理部長でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

区　分	員　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	111,520千円 (12,000)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	18,000 (9,900)
合計 （うち社外役員）	11 (5)	129,520 (21,900)

（注）1. 上記には、2019年4月24日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名（うち社外監査役1名）、2019年11月30日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役打込愛一郎氏は、株式会社アイネスの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役廣田聡氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　打　込　愛一郎	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役　嶋　田　一　弘	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
監査役　宮　崎　良　一	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、公認会計士並びに税理士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役　廣　田　　聡	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツとは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
- 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
- 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
- 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
- 不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
- 『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
- 取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- 内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
- 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
- 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
- 会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
- 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役4名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいる所存であります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様へのさらなる拡充を図るため、1株につき28円00銭とさせていただく予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年1月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,529,729**	**流動負債**	**6,055,587**
現金及び預金	2,824,905	リース債務	4,824
売掛金	1,293,073	未払法人税等	493,258
未収入金	846,978	賞与引当金	128,896
求償債権	3,117,737	債務保証損失引当金	114,690
その他	273,845	前受金	4,425,775
貸倒引当金	△1,826,810	その他	888,141
固定資産	**6,141,556**	**固定負債**	**5,532**
有形固定資産	**54,302**	リース債務	5,532
建物及び構築物	22,252	**負債合計**	**6,061,119**
リース資産	9,473	（純資産の部）	
その他	22,576	**株主資本**	**6,621,988**
無形固定資産	**3,716,598**	**資本金**	**1,561,280**
のれん	3,579,313	**資本剰余金**	**1,561,280**
その他	137,284	**利益剰余金**	**4,534,669**
投資その他の資産	**2,370,656**	**自己株式**	**△1,035,242**
投資有価証券	145,480	**その他の包括利益累計額**	**△14,089**
長期貸付金	2,304	**その他有価証券評価差額金**	**△14,089**
繰延税金資産	2,037,508	**新株予約権**	**2,268**
その他	185,363	**純資産合計**	**6,610,167**
資産合計	**12,671,286**	**負債純資産合計**	**12,671,286**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,436,155**
売上原価		**3,270,600**
売上総利益		**6,165,555**
販売費及び一般管理費		**4,642,783**
営業利益		**1,522,771**
営業外収益		
受取利息	147	
受取配当金	678	
償却債権取立益	36,297	
その他	18,714	55,837
営業外費用		
支払手数料	1,409	1,409
経常利益		**1,577,200**
特別損失		
投資有価証券評価損	62,000	62,000
税金等調整前当期純利益		**1,515,200**
法人税、住民税及び事業税	797,733	
法人税等調整額	△209,792	587,941
当期純利益		**927,258**
親会社株主に帰属する当期純利益		**927,258**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,549,280	1,549,280	3,877,501	△699,388	6,276,674
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	12,000	12,000			24,000
剰余金の配当			△270,090		△270,090
親会社株主に帰属する当期純利益			927,258		927,258
自己株式の取得				△335,853	△335,853
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	12,000	12,000	657,168	△335,853	345,314
当連結会計年度末残高	1,561,280	1,561,280	4,534,669	△1,035,242	6,621,988

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	－	－	1,718	6,278,392
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				24,000
剰余金の配当				△270,090
親会社株主に帰属する当期純利益				927,258
自己株式の取得				△335,853
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△14,089	△14,089	549	△13,540
当連結会計年度変動額合計	△14,089	△14,089	549	331,774
当連結会計年度末残高	△14,089	△14,089	2,268	6,610,167

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年1月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**6,507,811**	**流動負債**	**6,054,464**
現金及び預金	2,802,359	リース債務	4,824
売掛金	1,293,073	未払金	235,897
前渡金	39,413	未払費用	31,006
前払費用	60,809	未払法人税等	493,153
未収入金	846,978	賞与引当金	128,896
求償債権	3,117,737	債務保証損失引当金	114,690
その他	174,249	前受金	4,425,775
貸倒引当金	△1,826,810	預り金	618,817
固定資産	**6,171,556**	その他	1,402
有形固定資産	**54,302**	**固定負債**	**5,532**
建物附属設備	22,252	リース債務	5,532
工具、器具及び備品	22,576	**負債合計**	**6,059,997**
リース資産	9,473	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**3,716,598**	**株主資本**	**6,631,192**
のれん	3,579,313	**資本金**	**1,561,280**
商標権	7,229	**資本剰余金**	**1,561,280**
ソフトウエア	89,410	資本準備金	1,561,280
ソフトウエア仮勘定	40,644	**利益剰余金**	**4,543,873**
投資その他の資産	**2,400,656**	その他利益剰余金	4,543,873
関係会社株式	30,000	繰越利益剰余金	4,543,873
投資有価証券	145,480	**自己株式**	**△1,035,242**
従業員に対する長期貸付金	2,304	**評価・換算差額等**	**△14,089**
長期前払費用	2,228	**その他有価証券評価差額金**	**△14,089**
繰延税金資産	2,037,508	**新株予約権**	**2,268**
その他	183,134	**純資産合計**	**6,619,371**
資産合計	**12,679,368**	**負債純資産合計**	**12,679,368**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,436,142**
売上原価		**3,270,600**
売上総利益		**6,165,541**
販売費及び一般管理費		**4,640,514**
営業利益		**1,525,027**
営業外収益		
受取利息	147	
受取配当金	678	
償却債権取立益	36,297	
その他	25,558	62,681
営業外費用		
支払手数料	1,409	1,409
経常利益		**1,586,299**
特別損失		
投資有価証券評価損	62,000	62,000
税引前当期純利益		**1,524,299**
法人税、住民税及び事業税	797,628	
法人税等調整額	△209,792	587,836
当期純利益		**936,462**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	1,549,280	1,549,280	1,549,280	3,877,501	3,877,501	△699,388	6,276,674	－	－	1,718	6,278,392
当期変動額											
新株の発行（新株予約権の行使）	12,000	12,000	12,000				24,000				24,000
剰余金の配当				△270,090	△270,090		△270,090				△270,090
当期純利益				936,462	936,462		936,462				936,462
自己株式の取得						△335,853	△335,853				△335,853
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△14,089	△14,089	549	△13,540
当期変動額合計	12,000	12,000	12,000	666,372	666,372	△335,853	354,518	△14,089	△14,089	549	340,978
当期末残高	1,561,280	1,561,280	1,561,280	4,543,873	4,543,873	△1,035,242	6,631,192	△14,089	△14,089	2,268	6,619,371

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

株式会社Casa
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片　岡　久　依　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　辻　隼　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月16日

株式会社Casa
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片　岡　久　依　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　辻　隼　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2019年2月1日から2020年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図りました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月19日

株式会社Casa　監査役会

常勤監査役　海老澤　嘉　㊞

監　査　役（社外監査役）　宮　崎　良　一　㊞

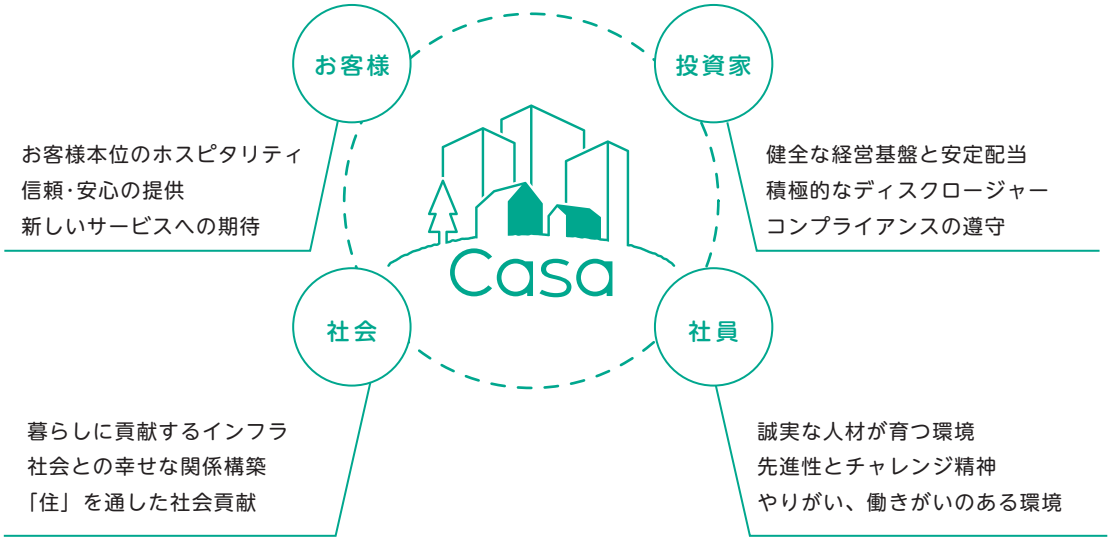
監　査　役（社外監査役）　廣　田　聡　㊞

以　上

MEMO

MEMO

「三方よし」の精神を基盤として、
私たちに係わるすべての人々にとって
価値あるサービスを届けます。





本気で変えよう、楽しく創ろう

株主総会会場ご案内図

会場
東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号　住友不動産新宿グランドタワー 5 階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

交通
東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」1 番出口より徒歩 3 分
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」E5 出口より徒歩 6 分
JR 線・丸ノ内線・大江戸線等「新宿駅」西口より徒歩 15 分



駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。